



# 青森県報

第千八百八十四号 平成十三年六月十八日(月曜日)

目 次

公 告

- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課)：一  
中津軽郡岩木町大字一町田字富岡一九二、一九三及び一九四の一から一九四の三まで
- 建設業者の許可の取消し……………(土木事務所)：一  
五所川原市大字唐笠柳字藤巻七〇四の三から七〇四の二二まで
- 右 同……………(同)：二  
五所川原市大字旭町二の三及び七〇四の二二ままで

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十三年六月十八日

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年六月十八日

一 商号又は名称 株式会社 住研	南津軽郡尾上町大字李平字西山崎四九の二、五〇の一及び五〇の三	五所川原市大字唐笠柳字藤巻七〇四の三から七〇四の二二まで
二 代表者の氏名 佐川 清之介	北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉二九一	五所川原市字旭町二の三及び七〇四の二二ままで
三 主たる営業所の所在地 むつ市小川町一丁目一五番八号	南津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉二九一	五所川原市字旭町二の三及び七〇四の二二ままで
四 許可番号 青森県知事許可(般一一〇)第一六三九五号	株式会社みちのく	五所川原市字旭町二の三及び七〇四の二二ままで
五 取消年月日 平成十三年五月一日	森山 博幸	五所川原市字旭町二の三及び七〇四の二二ままで
六 取消しに係る建設業の許可		

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	(名称)	開発許可を受けた者の住所及び氏名
中津軽郡岩木町大字一町田字富岡一九二、一九三及び一九四の一から一九四の三まで	岩木町	青森県知事 木村守男
五所川原市大字野里字奥野一九九及び一七〇の一、一六八の一、一六九の一、一六九の二、一六九の三まで	五所川原市字岩木町一二二	五所川原市字岩木町一二二

一 商号又は名称 株式会社 住研	南津軽郡尾上町大字李平字西山崎四九の二、五〇の一及び五〇の三	五所川原市大字唐笠柳字藤巻七〇四の三から七〇四の二二まで
二 代表者の氏名 佐川 清之介	北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉二九一	五所川原市字旭町二の三及び七〇四の二二ままで
三 主たる営業所の所在地 むつ市小川町一丁目一五番八号	南津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉二九一	五所川原市字旭町二の三及び七〇四の二二ままで
四 許可番号 青森県知事許可(般一一〇)第一六三九五号	株式会社みちのく	五所川原市字旭町二の三及び七〇四の二二ままで

青森県知事 木村守男

建築工事業に係る一般建設業の許可  
取消しの原因となつた事実

平成十三年四月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

**建設業者の許可の取消し**

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年六月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 みちのく

二 氏名 有馬 龍夫

三 主たる営業所の所在地 むつ市仲町一六番一五号

四 許可番号 青森県知事許可（般一一二）第一七三五九号

五 取消年月日 平成十三年五月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十三年四月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
(毎週月・水・金曜日発行)	定価小口一枚二付十七円八十五銭